

食品・医薬品検査課における残留農業有害物質を含有している可能性がある  
輸入生鮮野菜及び果物の監視施策に従ったガイドラインに関する質疑応答

1	質問	食品・医薬品局（FDA）が 2020 年 1 月 24 日に、通知、件名「農業有害物質の残留が有り得る野菜及び果物の監視施策に関する説明」を出した理由は何か？
	回答	保健省告示、件名「残留有害物質を含む食品」に基づく基準を超える農業有害物質が生鮮野菜・果物に大量に残留していることが判明したため、消費者の健康に影響を与える恐れがあり、その危険有害性を軽減及び除去する上での係官の実施基準を定めるために、食品・医薬品局が当該の告示を公布した。なお、この対策は生産、輸入及び販売の全てを対象とする。
2	質問	生鮮野菜・果物のリスクに応じて 3 グループに分けた理由は何か？
	回答	食品・医薬品検査課のデータベースから、生鮮野菜・果物に含まれる農業有害物質の残留レベルには高低の差があることが分かっており、仮に、各品目の商品に同等の管理対策を適用すれば、明らかに不適切である。そこで、野菜・果物を Very high risk > High risk > Low risk とリスクの大きい順にグループ化して、高いリスクに対して厳格な管理、低いリスクに対して寛容な管理というように、リスクレベルに対して適切な施策を規定する必要がある。
3	質問	Very high risk リストのデータはどうやって得られたのか？
	回答	植物検疫システムのデータから引用した。すなわち、分析結果が法令の規定に適合しない食品のデータを意味しており、厳格に監視する必要があるため、次回当該食品を輸入する場合、係官がサンプルを採取し、商品を差押さえることになる。
4	質問	Very high risk リストのデータはどのような頻度で見直されるか？
	回答	食品・医薬品検査課は少なくとも各月の 1 日及び 16 日に Very high risk リストのデータを見直すことにしている。ただし、上記の期間中に輸入者に有益となるデータの変更がある場合は、食品・医薬品検査課が直ちに見直しを行うので、毎週常に Very high risk リストのデータをご確認いただきたい。
5	質問	原産国から野菜・果物を輸出する前に、輸入者が Very high risk リストをチェックし、そのリストに記載された名前に該当するものは含まれていないことを確認したが、輸送中にリストが改訂された結果、当該の野菜・果物に Very high risk リストの対象物が含まれることが明らかになった場合、食品・医薬品検査課は条件をどのように緩和して、輸入の審査を行うのか？
	回答	その場合は、商品が原産国から移動した日に基づき審査する。リストに記載された対象物が含まれるようになる日の前に商品が移動していれば、まだ Very high risk グループに該当すると見なさない。その際は、Bill of lading などの輸入書類を基に確認する。

6	質問	製造者名と輸出者名が一致しない場合、又は製品名が食品名と一致しない場合は、 <b>Very high risk</b> リストのデータをどのように審査するのか? (訳注: 食品名はタイ語表記、製品名は英語表記でリスト中に表記がなされている。)
	回答	製造者名と輸出者名が一致しない場合は、主として製造者名を用いる。それが製造元又は原産地を示すからである。製品名が食品名と一致しない場合は、主として製品名を用いる。それが商品の詳細情報を示すからである。
7	質問	係官が採取するサンプルの量はどれくらいか?
	回答	<b>Very high risk</b> グループ及び <b>High risk</b> グループに属する商品の場合、ラボラトリーにより規定された量として、係官が1サンプルにつき1kgの量を採取する。 <b>Low risk</b> グループの場合は、係官が1サンプルにつき1kgのサンプルを2セット採取する。1セットを簡易検査用に使い、簡易検査で有害物質が安全レベルを超えて残留していることが判明した場合に、もう1セットを分析機関に送り残留結果を確認するためである。
8	質問	<b>High risk</b> 及び <b>Low risk</b> グループの生鮮野菜・果物を係官がランダムサンプリングした後、輸入者は通関手続きを行うことができるか否か?
	回答	その通り。 <b>High Risk</b> グループは分析機関送付用、 <b>Low Risk</b> グループは簡易検査用のサンプル採取が終われば、簡易検査輸入者は商品の通関手続きができる。
9	質問	生鮮野菜・果物及び製造者、輸出者又は関連販売者の名前は、いつ” <b>Very high risk</b> ”リストに追加記載されるか?
	回答	生鮮野菜・果物及び製造者、輸出者又は関連販売者の名前は、分析の結果基準に適合しないと判明したことが報告され、食品・医薬品局が法的手続きを取ることを許可した場合に、「 <b>Very high risk</b> 」リストに追加記載される。
10	質問	生鮮野菜・果物及び製造者、輸出者又は関連販売者の名前は、いつ” <b>Very high risk</b> ”リストから削除されるか?
	回答	係官が採取した生鮮野菜・果物のサンプルの分析結果が3回連続して基準に適合した場合に削除される。
11	質問	COA の提示は強制的施策でなく、検査・通関を迅速化するためであるというのは本当か否か?
	回答	本当である。COA の提示は強制的施策ではない。つまり、輸入者が COA を提示できる場合は、商品の検査・通関をより迅速化するよう便宜が図られる。

12	質問	商品の検査・通関を迅速化するために輸入者が COA を提示する必要がある場合、その COA の提示はどのグループの生鮮野菜・果物に対して有効なのか？ また表示すべき物質の数はどうなっているか？
	回答	Very high risk グループ及び High risk グループの生鮮野菜・果物に対してのみ適用できる。表示すべき物質の数は 134 物質ではなく、以下の通りとする。 - Very high risk グループは、very high risk list に記載された物質のみ表示すること - High risk グループは、High risk グループで問題が見つかった残留有害物質として記載された物質のみ表示すること。上記の情報は下記の食品・医薬品検査課のウェブサイトをチェック可能である。 <a href="http://www.fda.moph.go.th/sites/Logistics/Pages/Main.aspx">www.fda.moph.go.th/sites/Logistics/Pages/Main.aspx</a>
13	質問	農業有害物質による残留有害物質の分析結果が基準値を超えていた場合、食品・医薬品局はどの法律に基づいて審査するのか？
	回答	保健省告示、件名「残留有害物質を含む食品」に基づき審査し、当該の告示に適合しないことが判明した場合は、1979 年食品法第 25 条(3)に違反する基準不適合食品と見なし、第 60 条に基づく処罰として 5 万バーツ以下の罰金を科す。
14	質問	輸入者は、品目ごとかつ時期ごとの製造に対して COA を 1 通用意すればよいのか否か？
	回答	その通り。ただし、輸入する商品が COA の表示と同じ品目又は時期の商品であると信ずるに足る証拠があることが条件となる。
15	質問	COA はどういう方針に基づき審査されるか？
	回答	COA の審査方針は以下の通りである。 1. COA は、民間機関発行の場合は野菜・果物内に残留する農業有害物質の分析に適用される範囲で ISO/IEC 17025 規格の認証を取得したラボラトリーにより発行されたものであること。 2. 当該のラボラトリーは、国際試験所認定協力機構 (International Laboratory Accreditation Cooperation, ILAC) のメンバーであり、かつその承認を得ている認定機関 (Accreditation Body : AB) による認定を受けていること。すなわち、 2.1 AB 又は ILAC のマーク及びロゴが両方表示される、またはどちらかが表示されている。 2.2 認証に関するメッセージが表示されている。例えば、Accreditation Number xx Accredited for compliance with ISO/IEC 17025-Testing、Accreditation : ISO/IEC 17025 2.3 認証に関する書類及び証拠がある。例えば、Laboratory Accreditation Certification 等。 3. 分析される野菜又は果物の種類が記され、かつサンプル採取場所 (Packing House) 名が記されていることが望ましい。 4. 分析した物質の項目及び分析結果が記され、また当該物質の分析で検出できる限界値 (Limit of Detection; LOD) が記されている。

16	質問	食品・医薬品局は認定された COA のコピーを容認するか否か、どのように容認するか?
	回答	食品・医薬品局は、COA を認定できる者、すなわち当該 COA の発行機関、輸入者の法人を代表する署名権者、又は輸入者の事業運営者により正式に認定された COA のコピーを容認する。
17	質問	輸入者が High Risk リストにあるミカンを入力したいと考え、当該ミカンが Very Hight Risk リストにも掲載されているとして、商品の検査・通関の迅速化のため COA を提示する場合、どのような物質の COA 結果を提示しなければならないのか。
	回答	輸入ミカンが2グループの条件に該当した場合、すなわち Very Hight Risk と High Risk に当てはまる場合は、残留有害物質のリスク高い順から低い順に考慮し、輸入ミカンは Very High Risk に該当する。COA 提示したい場合は、Very High Risk に掲載されている問題の物質の分析結果を提示すること。

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。